

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく 具体的施策の早期実施を求める意見書

福島第一原発事故から2年余りが経過し、現在も全国に多数の避難者がおられ、先
の见えない不安な生活を余儀なくされている。

平成24年6月21日、国会において「東京電力原子力事故により被災した子どもを
はじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の
推進に関する法律」（以下、「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が全会一致
で可決、成立した。

この原発事故子ども・被災者支援法は、「支援対象地域」からの避難、居住、帰還
といった選択を、被災者がみずからの意思によって行うことができるよう、国が責任
を持って具体的な支援をしなければならないと定めている。

また、支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などの具
体的施策は、政府の定める「基本方針」によるものとされている。しかし、同法の成
立から1年が経過した現在でも「基本方針」の策定のめどは明らかにされていない。

岸和田市を含め、各地に避難されている方々は、住居、就労、保育、教育、子ども
の健康、二重生活等、様々な困難を抱えており、可及的速やかな施策の具体化が求め
られている。

よって国において、下記事項を実施されるよう強く要望する。

1. 原発事故子ども・被災者支援法に基づく「基本方針」を策定し、各種の具体的施
策の早期実現のために必要な予算措置を講ずること。特に、安定した住居の確保、
子どもの定期的健康診断と医療費の減免、二重生活における移動交通費の支援は喫
緊の課題として具体化すること。
2. 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うこと。
3. 「基本方針」の策定と施策の具体化にあたっては、被災者の意見を十分に反映す
る措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年6月26日

岸和田市議会